

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

立ち並ぶ数多くの電柱や電線は景観を損ねるだけでなく、地域住民の日常生活に悪影響を及ぼす一因となっている。そのため、良好な景観の形成や観光振興、地域の活性化、とりわけ近年では防災機能の強化や安全で快適な通行空間の確保等の観点から、無電柱化の取り組みを計画的かつ円滑に進めていく必要がある。

しかしながら、欧米やアジアの主要都市と比較しても我が国の無電柱化率は著しく低く、大きく遅れているのが現状である。近年増加している異常気象等の自然災害による電柱の倒壊、さらには倒壊による避難・救援・救助等への影響、痛ましい通学児童の交通事故の発生、車いすやベビーカーが通行する際の危険性などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっている。

このようなことから、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活環境の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律の早期制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

栃木県栃木市議会

内閣総理大臣

国土交通大臣

様

衆・参両院議長